

## 練馬区立男女共同参画センター区民企画講座運用基準

練馬区立男女共同参画センター指定管理者  
特定非営利活動法人練馬区障害者福祉推進機構  
令和3年4月1日

(趣旨)

第1 この基準は、練馬区立男女共同参画センターの指定管理者による管理に関する協定に基づき、特定非営利活動法人練馬区障害者福祉推進機構（以下「推進機構」という。）が実施する区民企画講座（以下「講座」という。）の運用に関して必要な事項を定めるものとする。

(講座の目的)

第2 講座は、練馬区内で活動する団体の活動を通して、男女共同参画推進を図るとともに、地域社会に男女共同参画に関するネットワークを広げ地域の人材を育成することを目的とする。

(実施団体)

第3 講座を実施する団体（以下「実施団体」という。）は、つぎの要件を満たさなければならない。

- (1) 公の秩序または善良の風俗に反しないこと。
- (2) 政治活動、宗教活動を目的とした団体でないこと。
- (3) 代表者が区内に在住し、在勤し、または在学する者（以下「区民等」という。）であること。
- (4) 主に練馬区内で活動する団体であること。

(実施団体の募集)

第4 推進機構は、第3に規定する実施団体を公募する。公募の実施方法については、別に定める。

2 推進機構は、特別の事情があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、実施団体を定めることができる。

(講座の内容)

第5 講座は、一回につきおおむね2時間、区民等を対象とし、その内容はつぎのとおりとする。

- (1) 人権尊重とジェンダー平等の推進
- (2) 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援
- (3) 性暴力やハラスメント等の防止
- (4) 困難な問題を抱える女性の早期発見と早期支援
- (5) 誰もが働きやすい職場環境づくりと女性の就労、再就職、能力開発への支援
- (6) 政策等・方針決定過程における男女共同参画

- (7) 家庭における男女の協働
- (8) 様々な人に配慮した災害対策
- (9) 女性の健康への切れ目のない支援
- (10) 前各号に掲げるもののほか、練馬区立男女共同参画センター（以下「センター」という。）の設置目的に資すると認める内容  
（講座の条件）

第6 実施団体が企画・実施する講座は、つぎの条件を満たさなければならない。

- (1) 第2に規定する目的にかなう講座であること。
- (2) 第5に規定する講座の内容を満たすこと。
- (3) 事前の準備から終了後の整理まで、すべて実施団体の責任で行うこと。
- (4) 会場は、原則としてセンターとすること。ただし、講座の内容により必要と認められる場合は、この限りでない。
- (5) 安全に十分配慮し、危険が予想される場合は傷害保険に加入すること。
- (6) 食品を取り扱うときは、衛生面に十分に配慮すること。
- (7) 講座実施に伴い知り得た個人情報、講座実施の目的以外には利用しないこと、また、その保護について十分注意すること。
- (8) 団体の構成員以外にも広く周知し、参加者を公募すること。
- (9) 参加者の公募にあたっては、事前申込みを原則とすること。
- (10) 講座の情報について、練馬区の区報、センターのホームページおよびセンターが発行する情報誌に掲載が可能であること。
- (11) 一回の開催で参加者がおおむね20人以上を見込める内容であること。
- (12) 公の秩序または善良な風俗に反しないこと。
- (13) 政治活動、宗教活動および営利活動を目的としないこと。
- (14) 特定の団体や個人に対して、賛成または反対を行うものでないこと。
- (15) 特定の団体や組織が認定又は実施する資格取得講習会や指導者講習会でないこと。
- (16) 特定の団体や組織または別の講座や講習会への勧誘を主な目的としないこと。
- (17) その他、公正および中立な内容であること。

2 推進機構は、特別の事情があると認めるときは、前項の条件を変更することができる。

（講座の開催回数）

第7 実施団体は、一件の講座において、対象者別の開催、同一内容での複数開催など、複数回の講座を開催することができるものとする。

（講座の参加費）

第8 実施団体は、教材費、保険料、謝金等の必要経費に充当するため、参加

者から参加費を、一人につき 1,000 円を限度として徴収することができるものとする。

(助成の内容)

第 9 推進機構が実施団体に対して行う助成内容は、つぎのとおりとする。

(1) 助成金の交付

一件の講座につき、講師謝礼金、材料費および会場使用料等、講座実施に伴う必要経費を対象として、30,000 円を上限として交付する（一件の講座につき複数回開催する場合は、50,000 円を上限）。

ただし、パソコン周辺機器の購入費および飲食に関する経費等は対象外とする。

(2) 保育室運営経費の助成または保育の提供

講座の開催にあたり保育室を開設する場合は、保育室運営に係る経費を対象として、別に定める額を交付する。なお、実施団体が希望するときは、保育室運営に係る経費の助成に代えて、保育の提供を実施する。

(3) 会場の確保

センターで実施する場合の開催会場の提供（無料）

(4) その他の助成

手話通訳士の確保、実施講座の広報等への支援

(講座の実施申請)

第 10 講座の実施を希望する団体は、実施申請書（第 1 号様式）により、推進機構に申請しなければならない。

(実施講座の決定)

第 11 推進機構は、第 10 に基づき提出された申請書（「区民企画講座申込団体基礎調査」を含む。）をもとに、実施する講座を決定する。

2 推進機構は、つぎに掲げる項目を考慮して、実施講座を決定する。

(1) 第 5 に定める講座の内容および第 6 に定める講座実施の条件を満たしていること。

(2) 「練馬区男女共同参画計画」と整合していること。

(3) センターが策定する年間事業計画と合致していること。

(4) 講座の内容、実施団体、参加対象者の多様性など、区民企画講座全体に均衡がとれていること。

(5) 助成金の合計額が、予算の範囲内であること。

3 推進機構は、実施する講座の決定にあたって、練馬区立男女共同参画センター運営委員会または練馬区に意見を求めることができる。

4 推進機構は、実施する講座を決定したときは、当該講座の申請団体に対し速やかに、決定通知書（第 2 号様式）により通知する。

(実施講座決定の取消し)

第12 推進機構は、第6に規定する講座の条件を満たさなくなったことが判明したとき、または第10に規定する実施申請書（「区民企画講座申込団体基礎調査」を含む。）の記載事項に虚偽があることが判明したときは、第11に規定する決定を取り消すことができる。

（実施計画書の提出、変更）

第13 実施団体は、実施する講座について指定された期日までに実施計画書（第3号様式）に必要な書類を添付して推進機構に提出しなければならない。

2 実施団体は、提出した実施計画書の内容を変更する必要があるときは、直ちに推進機構に報告し、その指示に従わなければならない。

（実施報告書の提出・助成金の交付）

第14 実施団体は、講座を終了してから2週間以内に実施報告書（第4号様式）に必要な書類を添付して、推進機構に提出しなければならない。

2 推進機構は、提出された実施報告書が適正と認められたときは、当該実施団体からの請求に基づいて助成金を交付する。

（調査および助言）

第15 推進機構は、講座に関する事項について、必要があると認めるときは、実施団体に対し調査を行い、または助言することができる。

（その他）

第16 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この基準は、令和3年4月1日から適用する。

付 則

この基準は、令和7年4月1日から適用する。